

第25回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成27年6月25日（木）午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

生野考司，植田智彦，佐田尾信作（新任），杉山信作，鷹村アヤ子，武田信晃（新任），龍永直記，月村佳子，西本勝則，原田武彦，福間由衣（新任），湧田耕辰（五十音順，敬称略）

[説明者]

鈴木裕一首席家庭裁判所調査官，松田剛家事首席書記官，高田晃由少年首席書記官，八木哲也次席家庭裁判所調査官，下見輝基少年訟廷管理官

[事務担当者]

兒玉修之総務課長，石黒隆雄総務課課長補佐

第4 議事

1 開会宣言（総務課長）

2 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁バックアップ委員会から申出のあった3人及び司法修習生1人が傍聴することを許可した。

3 委員異動報告

4 新任委員挨拶，自己紹介

5 議事

「少年事件における関係機関との連携について」

[委員長]

前回の委員会では、「家庭裁判所調査官について」というテーマで，家事事件及び少年事件の特殊性を踏まえて，家庭裁判所調査官が具体的にどのような仕事をしてい

るかについて説明させていただき、今後、家庭裁判所の紛争を解決する機能を高めるにはどのようにすればよいか、また、家庭裁判所調査官への志望者が大きく減少している状況の下で、家庭裁判所としてどのような広報活動を行うべきかについて、様々な御意見をいただきました。御意見を受け、取組みとして、報道機関の若手記者に向けて家庭裁判所調査官がどのような仕事をしているのかについて説明会を実施したり、説明会を実施する大学を増やしたり、一般の人に裁判所を見学していただく活動の中で家庭裁判所調査官の仕事について説明を行ったりし、また、家庭裁判所調査官の試験会場を増やしたりして対応したことにより、本年度の広島高裁管内の家庭裁判所調査官補採用試験の受験者数は昨年度と比較しますと増加しました。裁判所としましては、皆様からいただいた意見を参考にして、今後も効果的な広報活動を行ってきたいと考えております。

本日の委員会のテーマは「少年事件における関係機関との連携について」です。家庭裁判所では、20歳未満の者が罪を犯した場合に、その少年の処分を決定する少年事件を取り扱っています。少年が事件を起こしますと家庭裁判所だけでなく、警察署、検察庁、少年鑑別所等様々な関係機関が関わることとなりますが、少年の更生・健全育成という目的を達成するためには、家庭裁判所と関係機関との連携が極めて重要であると考えています。そこで、本日は、現在の少年事件の動向を踏まえた上で、家庭裁判所が関係機関とどのような連携を行っているかについて説明させていただき、委員の皆様から、様々な角度からの御意見を頂戴し、今後の執務の参考にさせていただきたいと考えています。

(説明者は、少年事件における家庭裁判所と関係機関との連携について具体的に説明をした。)

[委員長]

それでは協議に移らせていただきます。今、説明させていただいたことについて、御質問や御意見をいただけたらと思います。

[委員]

教育委員会あるいは学校からの視点から述べますと、家庭裁判所で何らかの処分を

受けた子供たちは、いずれは学校に帰ってこないといけないのであり、円滑に帰ってきてほしい、そして、その延長上に社会に適応する力を身につけてほしいと考えています。

そして、そのために思うことが二つあります。一点目として、保護司の方にお世話になっておりますが、ある保護司の方から伺った話なのですが、長年、保護司として少年との関わりがどうあったらいいのかについて随分迷いがあるようです。保護司の方は少年に対して直接的な権限というものが無い中で、少年に再犯させないようにするにはどのように関わるべきか、そういうことに一抹の不安というか、自分自身が本当に役に立っているのだろうかという思いがあるというようなことを言われていました。保護司の会があって、いろいろな研修も行われていると思いますが、直接少年に関わっていただく保護司の方の役割だとか、あるいは横の連携によって有効な関わり方をしていくようなシステムだとか、そういうものがあれば教えていただきたいと思っています。

二点目として、これは生徒指導の課長に聞いた話ですが、以前、判事の方に学校を見ていただいたことがあったそうです。恐らく、少年事件が多発していた平成10年前後頃のことでしょうか。少年には、家庭裁判所の審判の場で見える姿と、日常の学校等の集団の中で生活し学習している姿があり、両方とも少年の本来の姿だとは思いますが、ただ社会に適応していくという点から考えれば、学校での姿というものが、その子にとって、より良き姿になっていかなければいけないのだろうと思います。そういった意味で、判事の方に、少年が集団の中で生活し学習している姿を見ていただければ、少年事件の審判の何らかの参考にしていただけるのではないかと思います。もし、それが、その少年の姿の全体像を捉えるために有効だとすれば、一つの方法ではないかと思いました。

[委員長]

ありがとうございました。保護司の横の連携等の話題については、後に話をしたいと思います。

[委員]

私は、現在、社会福祉協議会に所属してしまして、その立場からですと、なかなか更生の過程の中で少年と関わるということに関しては、具体的にイメージができませんが、ただ少年事件ということに限定せずに、今言われている生活困窮という面から考えると、地域の中で、地域がいかにして支えるかということが大切なのだろうと思います。この少年事件においても、その更生という過程の中で、少年がいかに地域の中に溶け込むか、地域に許容してもらえるか、そういうところに行き着くのかなと思いました。

そうすると、今の地域の中で、そのような問題を抱えている子供たちがどういう形をとったら受け入れてもらえるのか、具体的には、やはり地域の中のリーダー、一つの町内会活動の中にリーダーとして町内会長等がいますから、そのような方が、地域の中でつまはじきになっている子供たちを地域活動の中に積極的に声を掛けていき、地域の中でスポイルされないという環境づくりをすることによって、子供たちは、地域の中に少しでも居場所を見つけていくことができるのではないかと思います。やはりそういう形で、地域全体で支えていくということが求められるのではないのでしょうか。

[委員]

今、地域の中で支えていくべきであるという御意見がありました。いろいろな子供たちがいる中で、その家庭環境がどうだったのか、家庭環境と子供たちの事件はどう関係するかというような統計があるのか知りたいと思いました。例えば、すごく過干渉の親とか、反対に放置している親とか、いろいろな家庭環境があると思います。共働きが多い今の世の中で、連絡ノートなどきちんと親子でされているところは、問題ないのだろうと思いますが、親が子をほったらかしにしている家もあります。私は、民生委員をしていて、似島へ里親として行ったことがあるのですけれども、やはり子供がほったらかしにされているような環境の中で関わりを持ちました。どうしても親にルーズでしっかりされていない面が見られ、そして子供も万引きしたりするようになっていく、そういう悲しい体験をしたことがあります。ですから、地域に帰せと言われても、地域ではなかなか受け入れる態勢もできていない状況においては、やはり

家庭をどのようにしっかりと守っていくべきかという思いの方が強いです。ですから、先ほど述べた家庭環境と子供たちの事件はどう関係するかというような統計を見て、どういった家庭環境の子供たちが非行に走りやすいのかという傾向を知りたいと思います。

私が、PTAの会長をさせていただいたときも、しっかりしている親はどんどん協力もしてくださるのですが、私たちの方でどうしても来てもらいたいと思う親には来ていただけないのです。そのことをとても悩んだ時期がありまして、夜なら来られるのではないかということで、夜の活動をしたこともあるのですが、それでもやはり来られないのです。ですから、問題があると思われる家庭の親と連携を取るのとはなかなか難しいというのが現実だと思います。

[委員]

先ほど、委員の方から発言のあった地域のリーダーということについてですが、その地域の中で古くからの住人のところに新しい団地ができたりして、地域のコミュニティーの中での新旧の連携不足等いろいろと問題はあるので、本当にそういった地域リーダーを育てていくことは大切なことだと思いました。

先日、友人と話をしまして、例えば、高校生がたばこを買おうとしたときに、その高校生の氏名を言って、誰々何をしているのかと言うのと、単純に名前を言わずに何をしているのかと話し掛けるのとでは、やはり防止という点では全く変わってくると思いますので、地域で見守っていくということは非常に大切なことだと改めて感じました。また、今日の説明資料の再犯のことを考えますと、この例では、少年の年齢が上がっていくにつれて、自転車窃盗、バイク窃盗、そして最後にひったくりと悪質性が高くなっているわけで、こういうケースを考えた場合に、これまでの処分が甘かったのか、地域に戻ってフォローといった部分ができてなかったのか、この2つが再犯の原因ではないかと思うのですが、ただ、家庭裁判所の処分ですべての少年が更生するわけではないと思いますし、先ほど委員の方が言われたとおり、学校や地域に帰ってきてからのフォローというのが本当に大切になってくるのではないかと思います。また、学校との連携だけではなく、保護者の方との連携も大切な部分だと思うのです。

が、実際、家庭にはなかなか踏み込むこともできない部分もあるかと思います。そういった保護者や家庭との連携ということが現在行われているのか、教えていただければと思います。

[委員]

私は、仕事で事件報道に多く携わってきて、その中では少年事件も何件か扱いましたが、メディアの中でも特にテレビが、少年事件や凶悪事件に関して、以前よりも大きく取り上げる傾向があると思っています。テレビの項目も、一つ当たり、昔は長くても3分くらいだったのが、今は6分、7分というのが当たり前のような形になっていて、例えばこの前の川崎市において川に男の子を浮かべたという非常に痛ましい事件がありましたし、あるいは呉のLINEの殺人事件もそうなのですが、以前と比べると、そのような重大事件が起きると、報道においてやるのが相当多くなっているというのは事実です。

ただ、一方で、説明があったとおり、少年事件の事件数が減っているということであり、よく体感治安と言いますが、その体感治安の部分が悪化していて、でも少年事件全体としては必ずしもそのような傾向にはないということ、その事実は事実として、きちんと伝えていく必要があると思います。なぜ、そのように改善しているのかということにも着目していく必要があると思いました。

ただ、その事件数の問題だけではなくて、先ほど言ったSNSが引き金になって、凶悪な事件にまで走ってしまうとか、犯罪につながってしまうような新しいツールが、若者や少年の間にも広がっていると思いますので、その辺りを防犯という意味も含めて、学校等の少年を取り巻く環境の中で、今起こっていることに対して、どのような措置がされているのかということは知りたいと思いました。

[委員]

私は、ケースから学ぶということが一番大切であると思っています。少年院等の施設に行っているいろいろ話をすると、子供たちはSOSを出しているのですが、親もすごく困っていてどうしようもない状況にあり、問題が生じたことが当然だというようなところがあって、そのようなケースから少しでも学んでいくことはとても大切だなと

思います。また、それからできるだけ早い時期というのはおかしいかもしれませんが、適切な時期に施設等に収容して更生のための教育を受けさせることも必要であると思います。語弊があるかもしれませんが、広島少年鑑別所に勤めているときに、少年が少年鑑別所に入ってくると、外で受けるような刺激から離れて自分の部屋にじっと閉じこもって壁に向かって自分のことを考える時間を持たせていました。そういう教育を、適切な時期に受けさせることは、とても大事なことであると思っています。

[委員]

私は、少年事件数の統計数値の変動、推移という点については非常に興味があります。少年事件の減少の要因として、人口の減少ということはあると思いますが、その研究をしておられる方の中では、現在、その他に関係する要因はどのようなものだと考えられているのか教えていただきたいと思います。

関係機関との連携についてですが、同じ畑の中の連携、同じ世界の中の連携はうまくいくのですが、どうしても隣の領域との連携は難しく、説明があった関係機関との連絡会や協議会では、例えば学校機関、教育機関等について連携を図られているようですが、やはり連携せざるを得ない状況を作らない限り、なかなかうまくいかないだろうと思います。また、医療を巻き込むことはとても難しいかとは思いますが、関係している子供に治療歴があったり入院歴があったりする場合もあると思いますので、そのような機関との連携を考えることも必要になると思います。司法の世界とは少し離れたところとの連携、そういった連携が成り立つような仕組み作りが必要ではないかと考えました。

また、少年事件について重要な連携先としては、教師や家庭の保護者も考えられると思います。家庭裁判所が、ある程度の判断をするまでは、調査対象者としての情報源として大事だと思いますが、これからどうするかということを考えたときには、家庭とか、学校とか、あるいは地域とか、そういったところも大事な連携先になるのではないのでしょうか。

同じ畑を超えるというか、領域を超えて連携していくとなると、やはり定期的な連絡会とか、互いに講師を立てての勉強会だとか、何かそういう連携の接着剤となるよ

うな工夫を考えないと連携は図れないだろうと思います。

[委員]

少年事件とメディアとの関係について気付いたこととお話ししたいと思います。

既に御存じの神戸の元少年Aによる「絶歌」という手記が出ていますが、この点に関して大きく二つの問題点があると思っています。一つは、被害者遺族のところには、その少年から、ずっと手紙が送られてきていまして、被害者遺族はそれを読んで、折々、少年の心境の変化等を感じ取って、それはそれで18年間辛いことを受け止めてきたという流れがあるのですが、そういったことを全て頭越しに本を出版して踏み込んだと言いますか、そういう問題点の一つあると思っています。

それから、このような手記を出版したことにより、自分の都合のいいように事実のねじ曲げをしても出版物としては通るということになりますので、その点で非常に悪い前例を作ったのではないかと思います。

今回、余り話題にならなかったのですが、文藝春秋で、今年の春に、この事件の審判の決定全文が掲載されました。共同通信の編集委員が持ち込み、その共同通信社内でも物議を醸したということがあったようですが、この編集委員2人が書いていることは、私はもっともなことであると思っています。というのは、こういう決定全文にこそ少年犯罪の解決の手掛かりがあり、こういったものに基づいて今後の解決策を探っていくべきだということと言えるのではないかと思います。今、家庭裁判所の少年事件の決定全文がどのような扱いになっているのかについては勉強不足で分かりませんが、決定全文が公開され、司法の場で形づくられた文書に基づいて、今後の対策が採られていくべきではないかと思っています。

ついでながら、今回、18歳になれば選挙権を有するという公職選挙法の改正が国会で成立しましたが、あわせて少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げるべきであるという意見も主張されています。しかし、少年法の適用年齢の引き下げについては余り拙速なことをしてはいけないのではないかと、一つ一つ問題点を洗い出していくべきではないかと考えています。

[委員]

先ほどの説明にもあったと思いますが、検察庁としては、事件が起きましたら犯罪の事実を捜査しまして、犯罪の嫌疑があると思料する場合は、全て家庭裁判所に送致することになっています。送致した後に家庭裁判所でどのような処分がなされるかというのは、法的には検察庁としては知らないところではあるのですが、時々、少年が少年鑑別所に入った後に、その少年を再逮捕する場合があります。その場合、少年鑑別所に行ってその少年の取調べをすることになるのですが、その際は前の逮捕の時と違って、まず少年の座る姿勢から変わったなと思うことがよくあります。少年鑑別所に入って、自分の今までの考え方、自分がしてきたこと、自分が育ってきた環境等について改めて自分で考え直す機会をもつことができたのかなと思います。また、字がきれいになっている少年もいまして、その字がきれいになったということを少年自身も認識していまして、「検事さん、字がきれいになったでしょう。」と、自分のことを言ってくれたりすることもありまして、少年鑑別所に入った数週間の中で、少年自身の中でも考えが変わってきたのかなと思うことがよくあります。

また、少年事件の特色として、成人には見られない共犯事件がよくあると思います。成人だと1人でやってしまうような犯行も、少年では5人、6人になったことで行ってしまうような犯行があります。この中には、すでに一度保護処分を受けたことがある少年も含まれていたり、初めて犯罪を犯す少年もいたりします。今回の少年の再非行防止機能という観点で言えば、一度保護処分を受けた者がいれば、その者が周りを止めたら、このような共犯事件というのは起きないのではないかと思います。少年の再非行防止にどのように対応していくかということは、非常に重要な問題ではないかなと考えています。

[委員]

今いろいろお話を聞いていて、委員の皆さんも述べられていますけど、結局、少年は社会に戻って生活をするようになるわけで、もちろん事案にもよりますが、なるべく検察官送致決定をして刑務所へ送る手続は避けたほうがいいのかと思っています。

また、私の個人的な経験から言っても、多くの事件は家庭にそれぞれ問題がある、

例えば一人親で十分に子供の面倒を見きれていないとか、母親が夜働いて、子供は夜も1人で居なければならないという状況もあり、家庭にそのまま戻しても大丈夫かなという不安もあるので、そういう意味で、補導委託という手続がもう少し活用されてもいいのではないかと思います。実際に活用されているのかもしれませんが、補導委託という形で、他の家庭や機関に預けてみて、少年が立ち直ることができるかどうかということを考慮するという点で、積極的に活用しても良いのではないかと思います。

そういう意味で、逆に補導委託先は一般には余り知られてないような気がしますので、どのようなところがあるのかという情報公開もしていただければありがたいと思います。この件について、ある弁護士と話をしたのですが、付添人の弁護士として補導委託したらいいのではないかという意見を家庭裁判所へ述べようと思っても、実際、その少年がどういったところに補導委託されるのか、適した補導委託先があるのかなどについて情報自体が余り無いので、積極的に、補導委託という手続が相当だと思っても強く求めにくいところがあるので、そのような情報を社会にオープンにしていたらいいのではないかと思います。

あとは若干余談になりますが、先ほど少年Aの審判書が公開されたことについて、評価をされているような御意見の委員の方もいらっしゃいましたが、この話を私の知り合いの弁護士30人と話してみましたが、誰一人として、そのことについて評価している弁護士はいません。このようなものを公表すること自体が間違っているというのがほとんどの弁護士の意見だと思います。やはり、その中に書いてある、様々なプライバシーに関わる情報について、本来非公表が前提で集めた資料が多分に含まれている中で、それを裁判官を辞めた後に弁護士になっているからといって、情報を手元に置いておくこと自体もどうかと思いますし、また、それをマスコミに公表して、一体何をやりたかったのかさっぱり分からないというのが多くの弁護士の意見だろうと思います。

さらに、先ほどの少年法の適用年齢の引下げの点について、私個人としては、やはり言われたように慎重に考えるべきだろうと思います。手厚い保護がなされるのは少

年事件の特徴でもありますし、また、私も今日の説明で非常に新鮮に思ったのは、少年院に行った後も家庭裁判所が巡回をしたり、少年の成績評価等を取り寄せて検討したりされているということで、そういうことができるのも少年の間だけなのであろうから、いきなり18歳になったから今までの少年事件での保護はすべて無しということになると非常に問題であると思いますので、やはり慎重に検討すべきであると思います。

[委員長]

ありがとうございました。幾つか御質問も出ていますので、その点に触れたいと思います。

[委員]

まず、保護司の横の連携という話はどうでしょうか、どなたか何か御存じの方はいらっしゃいますか。

[委員]

私の発言について補足させていただきます。今の学校の取組みと言いましょうか、連携させていただいていることを2点ほど述べたいと思います。一つは、先ほどケースから学ぶという言葉がありましたが、今、広島市の8区にそれぞれ拠点を決めて、スクールソーシャルワーカーを1名ずつ配置しています。ケースによって、スクールソーシャルワーカーを中心にして、スクールカウンセラー、福祉関係、区のケースワーカー、警察、地域の方等、そのケースごとにいろいろな関係機関に加わっていただいて、その子を取り巻く家庭環境あるいは地域の関係も含めて、その子に対してどう働き掛けるかについて検討しています。先ほどから、少年事件の場合、家庭環境というのが非常に重要であるという発言がありましたが、家庭環境に福祉の面から働き掛け、その中で家庭の環境が改善されることによって、子供自身の生活が改善され、集団への適応力あるいはルールを守るということが定着して改善された事例がたくさんあります。スクールソーシャルワーカーを配置して、もう5年ぐらいになりますかね、相当件数が増えています。それで、場合により、その中に保護司の方にも入っていただいているケースもあります。ですから、そういう意味で言いますと、学校の一

つの機能としてのケース会議の中で保護司との連携ができてきているということがあります。

それから、もう一つは、年に1回、家庭裁判所調査官の方と教育委員会の生徒指導課の職員と、中学校64校の全校ではないのですが、中学校の生徒指導主事というのが、あるいは、場合によったら管理職が出席することもあるようですけども、一旦顔合わせの会のようなものを毎年持っていて、それで審判の際には、子供の状況の情報交換をしたり、最終的には学校も審判に同席の上で意見を述べたりするということがあります。そういった意味での家庭裁判所と学校との連携はあります。

私が申し上げたかったのは、学校はそういうケース会議の場で保護司の方と何とか関わりを持っているのですが、保護司としてのやりがいというか、少年に関わろうと思ってもなかなか難しいというところがありますので、そのほかに何かあれば教えていただきたいということです。

[委員]

私は個人的に保護司の方を2人知っています。その方に個人的に聞いた限りでは、保護司の内部での勉強会や、保護観察所でケース会議をするときに保護司の方も参加していて、保護司同士の情報交換や、いろいろな連携や研修等を行っているということでした。

今、やりがいという言葉がありましたが、知り合いの保護司の方も、やはり自分が担当した少年が立ち直ってくれることが一番うれしいと言われていました。偶然なのですが、私が審判した少年が、私の知り合いの保護司の方が担当で、たまたま保護司を知っていたことから、少年に、君を担当する保護司はどんな人なのか聞いてみたら、少年は、「本当にいい人で、僕のことを真正面から受け止めてくれる。」というような回答をしていました。やはり、本当に少年の心をきちんと受け止めている保護司というのは、そうやって少年の心をつかんでいく活動をされているのだと思ったりすることがありました。裁判所から見ると、保護司の活動は見えにくいところもあるのですが、昨年からは家庭裁判所と保護観察所との協議会を始めまして、そこで保護観察官とも話をするということもあって、顔が見えるといろいろな連携ができるようになるので

はないかと感じています。そういう意味では、本当に一つ一つ地道な積み上げをして、人間関係を作り、情報を共有しながら、お互いに学んでいくということが連携のために必要なのではないかと思いました。

裁判官が以前学校に行ったことがあるというお話を聞いて、これも一つの連携の在り方かなと思いました。お話にあったとおり、学校での集団の中での姿と審判の際の姿とは違うのでしょうか。中学校の先生方に集まっただいて協議会を行っていますが、その協議会では、先生方から、もうちょっと少年事件の処分を厳しくしてくださいとか、なぜ少年院等の施設に送致せず戻すのですかというような御意見が出るのがあって、それは先生方が見ている学校の中での少年と、家庭裁判所の審判の場で裁判官が見ている少年との間には、やはりギャップみたいなものもあるのだろうと感じました。

どういふ家庭環境の子が少年事件として家庭裁判所に送致されるのかということについて統計的なものは無いのですが、実は、そのような話は裁判所の中でもしたことがあります。家庭裁判所調査官から話を聞いたところによれば、統計的なものではなくて、私の個人的な肌感覚的なことですが、やはり離婚家庭の子の割合が多いかなと感じております。なぜそうかなというと、一つには自分の存在を肯定できる自己肯定感と言いますか、そういう気持ちが低い子が少年事件を起こしている割合が多くなっているのだろうと思います。親からの愛情をたくさん受けて育ってきた子というのは、自己肯定感が低いということは余りないと思います。しかし、離婚家庭であれば、どちらかの親から見捨てられたとか、残った親も精神的にダウンしていて、それを子供が背伸びして支えていたりするような状況の下で、いろいろな感情の中で自己肯定感が低くなってしまふ子がいるのかもしれないと思います。ただ、離婚した家庭の子の全てが少年事件を起こすわけではないのであり、離婚した上で、この離婚の悪影響が子供に及ぶのを最小限度に食い止めることもいろいろできるのではないかと思います。

あと、家庭と機関の連携という話題も出ましたが、そこはなかなか難しいところかもしれないと思います。今回の説明で出た機関と言うのは公的な機関であり、その機

関と家庭が直接結びついて連携をするというのはあまり無いかもしれません。ただ、少年鑑別所は、非行相談等を受け付けていますかね。

[委員]

警察も、そのような相談を行っています。育成官の中でグループを作って、その中にボランティアの大学生等もいて、相談を行ったりしています。

個人的に思っているのですが、家族も病んでいるケースも多く、子供と家族とが一緒に相談に行くのが一番いいのではないかと思います。母親が一人で頑張らなくてもいいのです。子供と一緒に頑張っていきましょうという感じで、母親も子供に泣き言を言いながらやっていくのが一番だと思います。ただ、多くの母親はものすごく頑張っています。だから、どうしてもいらいらしたり、子供に当たり散らしたりするような形になってしまいます。そうではなくて、もう少し子供と一緒にやっっていこうという気持ちでいけばいいのではないのでしょうか。

[委員]

今までの発言の中で、連携は必然化させないといけないという意見もあり、それはそのとおりだと思いました。今回説明した関係機関との連携は、そのようなシステムとして組み込まれているので必然的にやっていますが、それ以外の関係機関との連携も必要かもしれず、その連携をどう必然化していくかというところが問題であると思いました。

講師を立てての勉強会をしたらどうかとの発言がありましたが、この前、私は精神医療と少年司法との勉強会に参加させていただきまして、それぞれから講師が立って、ケース検討を参加者がいろいろな角度から行い、そこで、いろいろな意見を聞くことによって、違う角度からの見方を学ぶ機会がありました。

それから、少年事件の決定全文の公開について議論がありましたが、裁判官の立場から少し言わせていただくと、決定は決定として書くのですが、その後、報道機関には決定要旨として公表する場合があります。その際、どこを要旨として報道機関にお伝えすべきかについては非常に悩みながら行っています。確かに、ケースから学ぶというように、裁判官の決定の中に少年の更生について解決策があると、自分で決定書

を作成していると思うのですが、それはやはり制約があって、全部を社会に明らかにすることは難しい。でも、ここだけは知っておいてほしいというようなところを、何とかプライバシーの侵害にならないように工夫しながら要旨としてまとめてお伝えをすると、そのようなことを現場では考えて行っています。

補導委託の活用というのもなかなか難しいところがありますが、また開拓していかなければならないと思いました。

最後に、裁判官という立場から言うと、やはりケースから学ぶということは大切だと思います。関係機関との連携も、このケースではこういう連携ができて、こういう良いことがあったという場合は、その連携の方法をうまく活用していく必要があると思います。また、家庭裁判所の裁判官は、少年院送致した後も、少年院にその少年の動向の視察に行きます。目に力が宿って、頑張っている少年もいれば、そうではない少年もいます。家庭裁判所で審判のときにきちんと動機づけができなかった少年は、なかなか少年院に行ってもダメのようです。目に力は宿っていません。少年院送致するとき、ちゃんと頑張っていこうという気持ちで送り出せなかったのだということで、裁判官としてはどのようにすればよかったかを反省し、積み重ねながら一人一人の少年に対して取り組んでいます。

[委員長]

そろそろ時間となりました。いろいろと議論をしていただき、御意見も分かれるところもありました。今回のテーマについて、関係機関との連携は、日々の課題ですし、また、現在の関係機関との連携だけで十分なのかという点についても検討していきたいと思います。

有益かつ貴重な御意見を紹介していただきまして本当にありがとうございました。もう少し議論したいと思っているところですが、時間にもなりましたので今回のテーマについてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

6 次回の予定等

□ テーマ

「面会交流について」をテーマとする。

期日等

平成27年12月16日(水)午後3時

(以上)